

# 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

## (報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

## (支給額)

第3条 支給額は、1日1万円とする。但し半日の場合は5千円とする。

## (支給日)

第4条 理事報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

## (改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

## 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。